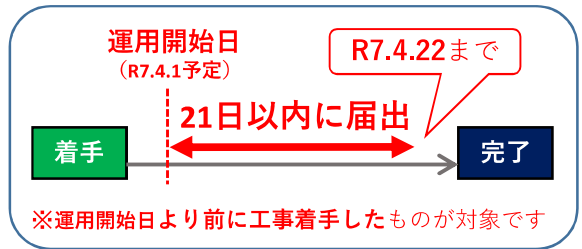


# 運用開始日(令和7年4月1日予定)の時点で、 継続して工事を行っている場合は、 届出が必要です

※盛土・切土行為の他、残土処分場や  
ストックヤードも対象です



## 工事内容等の届出について（法21条1項・40条1項）

熊本県内では、盛土規制法に基づき、**県内全域**を「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」に指定し、**令和7年4月1日**から**運用を開始する予定**です。

運用開始日前に盛土等（残土処分場・ストックヤード含む）の工事に着手し、運用開始日以降も工事を継続する場合は、**運用開始日から21日以内に、工事内容等の届出**を提出してください。

※運用開始日より前に工事が完了したものは、手続きは不要です。

## 届出の対象行為と規模

土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> となるもの(①～④を除く)
一時的な土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> となるもの		⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> となるもの		

**届出がされていない盛土・切土、土石の堆積は、改めて法12条・30条許可や法27条届出の手続きが必要となります場合がありますので、ご注意ください。**

## 届出に必要な書類

(省令52条・82条及び県・市の細則(予定)に規定されている書類)

書類及び図書	明示すべき事項等
届出書	【盛土・切土の場合】 省令別記様式15 【一時的な土石の堆積】 省令別記様式16
位置図	詳細は検討中（裏面参照）
地形図	
土地の平面図	
その他	

## 《留意事項》

- 法2条1項1号に該当する道路等の法規制対象外の区域での工事や、政令5条1項に該当する災害のおそれのない工事は、届出不要です。
- 「**工事の着手**」とは、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質の変更又は土石の堆積が行われた時点をいいます。※「工事の着手」とは認められない例：除草、伐採、伐根、縄張り、看板設置等
- 届出の内容が変更され、届出の規模を超えた場合は法12条・30条許可や、法27条届出が必要となる場合があります。
- 土地所有者等は、届出対象の盛土等に係る土地を保全する努力義務がかけられますので、災害のおそれ大きいと認められる危険な場合には、改善命令の対象となります。

## 《お問い合わせ先・提出先》

### 【熊本市内を除く熊本県内】

- 熊本県土木部建築住宅局  
建築課 盛土対策・宅地指導班  
☎096-333-2542  
※建築課に直接提出してください  
(市町村経由は不要です)

### 【熊本市内】

- 盛土規制法（許可・届出以外）に関すること  
熊本市都市建設局都市政策部  
都市安全課  
☎096-328-2926
- 許可・届出に関すること  
熊本市都市建設局都市政策部  
開発指導課  
☎096-328-2507



熊本県HP



熊本市HP



国土省HP

一定規模以上の行為の届出に必要な書類・図書  
(省令52条・82条及び県・市の細則(予定))

現在施工中の盛土・切土又は土石の堆積で、  
来年度以降も工事を継続する予定の方は、  
手続きの準備をお願いします。

### 「盛土・切土」の場合

政令23条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係る場合は、以下の書類を添付してください。

種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること
土地付近の状況写真	盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにするもの	撮影位置・方向が分かるようにすること
その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の断面図(盛土又は切土をする前後の地盤面)</li> <li>・字図(土地の境界を赤線で囲む。作成後3カ月以内のものに限る)</li> <li>・求積図(土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積が分かるもの)</li> <li>・写真等(令和7年3月31日までに工事着手したことが分かる書類)</li> <li>・手続きの委任をしたことが分かるもの(代理人が提出する場合のみ)</li> <li>・工事概要を示すもの など</li> </ul>	※詳細は検討中ですので、変更する場合があります。

### 「土石の堆積」の場合

政令25条2項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係る場合は、以下の書類を添付してください。

種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	
土地付近の状況写真	土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにするもの	撮影位置・方向が分かるようにすること
その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の断面図(土石の堆積をする前後の地盤面)</li> <li>・字図(土地の境界を赤線で囲む。作成後3カ月以内のものに限る)</li> <li>・求積図(土地の面積、土石の堆積をする土地の面積が分かるもの)</li> <li>・写真等(令和7年3月31日までに工事着手したことが分かる書類)</li> <li>・手続きの委任をしたことが分かるもの(代理人が提出する場合のみ)</li> <li>・工事概要を示すもの など</li> </ul>	※詳細は検討中ですので、変更する場合があります。

### 届出内容の公表(法21条2項・40条2項、省令54条・84条)

届出を受理したときは、工事主の氏名又は名称、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地、工事の計画等をインターネット等により公表します。

#### 【参考】技術的基準(国交省作成 盛土規制法パンフレット事業者向けP.4参照)

盛土・切土、土石の堆積は、崩壊の危険性がないよう計画することが重要です。法律上は、技術的基準への適合は求められていませんが、災害の発生を防ぐため、政令6条から19条までの技術的基準や、「盛土等防災マニュアルの解説」などを参考として、工事を計画してください。

様式のダウンロード、  
記載例はこちら



盛土規制法に関する手続き  
(熊本県HP)



盛土規制法に関する手続き  
(熊本市HP)